附則第二条の十一の次に次の一条を加える。

（法附則第九条第二十六項の地域間連系線の整備等を行う者等）

第二条の十二　法附則第九条第二十六項に規定する一般送配電事業者であつて同項に規定する地域間連系線の整備等を行う者として総務省令で定めるものは、系統整備等実施一般送配電事業者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十八第二項に規定する系統整備等実施一般送配電事業者をいう。第三項第一号において同じ。）とする。

2　法附則第九条第二十六項に規定する送電事業者であつて同項に規定する地域間連系線の整備等を行う者として総務省令で定めるものは、系統整備等実施送電事業者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十八第二項に規定する系統整備等実施送電事業者をいう。次項において同じ。）とする。

3　法附則第九条第二十六項に規定する地域間連系線の整備等に必要な費用に相当する金額として総務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　系統整備等実施一般送配電事業者又は系統整備等実施送電事業者（以下この号において「系統整備等実施事業者」という。）が、法附則第九条第二十六項の電気工作物（当該系統整備等実施事業者が整備又は更新の実施をするものに限る。以下この号において「電気工作物」という。）をその供給区域内に有する一般送配電事業者から、当該電気工作物を使用する期間において支払を受ける場合　託送回収金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項第五号に規定する託送回収金相当金をいう。）

二　前号に掲げる場合以外の場合　系統整備負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項第六号に規定する系統整備負担金相当金をいう。）

附則第三条の二の二第五項中「第四号」を「第五号」に改める。

附則第三条の二の二十三を附則第三条の二の二十二の次に次の一条を加える。

（政令附則第七条第二十六項第一号の政府の補助等）

第三条の二の二十三　政令附則第七条第二十六項第一号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に係る医療施設等施設整備費補助金とする。

附則第四条の九を削る。

附則第四条の八の二第一項及び第二項中「附則第十二条の二の七の二第三項」を「附則第十二条の二の八第三項」に改め、同項第一号中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の下に「（昭和五十四年法律第四十九号）」を加え、同条第三項中「附則第十二条の二の七の二第四項」を「附則第十二条の二の八第四項」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第十二条の二の七の二第五項」を「附則第十二条の二の八第五項」に改め、同条第六項中「附則第十二条の二の七の二第六項」を「附則第十二条の二の八第六項」に改め、同条第七項中「附則第十二条の二の七の二第三項」を「附則第十二条の二の八第三項」に改め、同条第八項中「附則第十二条の二の七の二第七項」を「附則第十二条の二の八第七項」に改め、同条を附則第四条の九とする。

附則第四条の九の二から第四条の十一までを削る。

附則第五条の見出し中「メタノール」を「可燃性天然ガス」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第九条の二第一項に規定する」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第十二条の三第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び次条において「自動車検査証」という。）において燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされているもの（可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。）とする。

附則第五条に次の三項を加える。

4　法附則第十二条の三第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5　法附則第十二条の三第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

6　法附則第十二条の三第一項第一号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてプラグインハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

附則第五条の二第一項中「細目告示」を「道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条において「細目告示」という。）」に改め、同条第九項中「第三項から前項まで」を「第七項、第十項又は前項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項から第八項までを削り、同条第五項中「附則第十二条の三第二項第六号」を「附則第十二条の三第三項第三号」に改め、「該当する」の下に「同条第一項第二号に規定する」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第四項中「附則第十二条の三第二項第五号」を「附則第十二条の三第三項第二号」に改め、「要件に該当する」の下に「同条第一項第一号に規定する」を加え、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11　法附則第十二条の三第三項第三号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

12　法附則第十二条の三第三項第三号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

附則第五条の二第三項中「附則第十二条の三第二項第四号」を「附則第十二条の三第三項第一号」に改め、「要件に該当する」の下に「同条第一項第一号に規定する」を加え、同項第二号中「第九条の二第八項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル（以下この条）」を「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。次号及び附則第五条の二の三において「燃費評価実施要領」という。）第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十項第二号及び第十三項第一号」に改め、同項第三号中「第九条の二第八項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル（以下この条）」を「燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十項第三号及び第十三項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

9　法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。